

全建労発第 7号  
令和3年4月15日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥村 太加典  
〔 公 印 省 略 〕

フィットテスト実施者に対する教育の実施について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、改正特定化学物質障害予防規則により、新たに呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認（フィットテスト）が定められたところです。これに伴い、今般、フィットテスト実施者に対する教育実施要領が別添の通り定められた旨、厚生労働省より通知がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、周知していただきますようお願いいたします。

以上

（担当：労働部 吉田）